

第72期損益計算書

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）		
科 目	金	額
経 常 収 益		2,262,486 千円
資 金 運 用 収 益	2,087,712	
貸 出 金 利 息	1,652,786	
預 け 金 利 息	61,039	
有 価 証 券 利 息 当 金	352,530	
そ の 他 の 受 入 利 息	21,356	
役 務 取 引 等 収 益	163,023	
受 入 為 替 手 数 料	77,618	
そ の 他 の 役 務 収 益	85,405	
そ の 他 業 務 収 益	6,646	
国 債 等 債 券 売 却 益	5,058	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,587	
そ の 他 経 常 収 益	5,103	
償 却 債 権 取 立 益	156	
そ の 他 の 経 常 収 益	4,947	
経 常 費 用		2,090,812
資 金 調 達 費 用	20,103	
預 金 利 息	18,742	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	1,215	
そ の 他 の 支 払 利 息	145	
役 務 取 引 等 費 用	350,780	
支 払 為 替 手 数 料	27,258	
そ の 他 の 役 務 費 用	323,521	
そ の 他 業 務 費 用	27,693	
外 国 為 替 売 買 損	97	
国 債 等 債 券 売 却 損	4,928	
国 債 等 債 券 償 還 損	22,378	
そ の 他 の 業 務 費 用	289	
経 件 費	1,601,576	
人 件 費	889,093	
物 件 費	681,352	
税	31,129	
そ の 他 経 常 費 用	90,659	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32,850	
貸 出 金 償 却	89	
株 式 等 償 却	19,362	
そ の 他 資 産 償 却	316	
そ の 他 の 経 常 費 用	38,040	
経 常 利 益		171,673
特 別 損 失		5,446
固 定 資 産 処 分 損 失	3,237	
減 損	2,208	
税 引 前 当 期 純 利 益		166,227
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		29,054
法 人 税 等 調 整 額		7,922
法 人 税 等 合 計		36,977
当 期 純 利 益		129,250
繰 越 金（当 期 首 残 高）		613,781
当 期 未 処 分 剰 余 金		743,031

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益金額 3 円 43 銭
3. その他の経常収益には、睡眠預金雑益繰入額 953 千円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、信用保証協会負担金 9,137 千円を含んでおります。
5. 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（千円）
由利本荘市内	営業用店舗	土地	1 0 8
由利本荘市内	営業用店舗	建物	1, 0 8 7
横手市内	営業用店舗	土地	1, 0 1 2
合計			2, 2 0 8

営業用店舗については、営業店（本店、各支店（出張所を含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業店損益が継続してマイナスとなったこと及び継続的な地価の下落等により、事業用不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 2,208 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

剰 余 金 処 分

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）		
科 目	金	額
当 期 未 処 分 剰 余 金	743,031,544	円
剰 余 金 処 分 額	162,651,873	
利 益 準 備 金	20,000,000	
普通出資に対する配当金（年 1 ％）	14,651,873	
優先出資に対する配当金（年 0.7％）	28,000,000	
経 営 安 定 積 立 金	100,000,000	
繰 越 金（当 期 末 残 高）	580,379,671	

以上のとおりであります。
令和 2 年 6 月

羽 後 信 用 金 庫			
理 事 長	伊 東 富 男	理 事	村 岡 淑 郎
常務理事	藤 田 直 人	同	高 橋 弘 隆
常勤理事	岡 本 秋 男	同	橋 本 一 康
	同 土 田 浩	同	齋 藤 浩太郎

以上監査の結果、適法かつ正確であることを
認めます。

常勤監事	池 田 秀	員外監事	黒 澤 大 司
監 事	佐 藤 信 悦		

お 願 い
お届けの住所または居所等にご変更が生じた際には、当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様（会員）に発信した通知が到達せず、継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

本 店／〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13
TEL.0184-23-3001 FAX.0184-23-3030
仁賀保支店／〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字中町80－2
TEL.0184-35-4649 FAX.0184-35-4648
大 内 支 店／〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町字日渡170－1
TEL.0184-65-2057 FAX.0184-65-2058
湯 沢 支 店／〒012-0845 秋田県湯沢市材木町2－1-12
TEL.0183-73-5128 FAX.0183-73-5129
横 手 支 店／〒013-0022 秋田県横手市四日町2－8
TEL.0182-32-8211 FAX.0182-32-8213
稲 川 支 店／〒012-0105 秋田県湯沢市川連町字万九郎屋布75－2
TEL.0183-42-2181 FAX.0183-42-2182
御 門 支 店／〒015-0861 秋田県由利本荘市御門140
TEL.0184-24-3131 FAX.0184-24-3133
石 脇 支 店／〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻28－64
TEL.0184-22-8778 FAX.0184-22-8780
象 潟 支 店／〒018-0106 秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越82－1
TEL.0184-43-5840 FAX.0184-43-5842
川 口 支 店／〒015-0051 秋田県由利本荘市川口字八幡前229－1
TEL.0184-24-5755 FAX.0184-24-5855
矢 島 支 店／〒015-0404 秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂12－7
TEL.0184-55-3140 FAX.0184-55-2400
本 荘 支 店／〒015-0078 秋田県由利本荘市谷地町136
TEL.0184-22-1234 FAX.0184-22-2400
由 利 支 店／〒015-0341 秋田県由利本荘市前郷字前郷28
TEL.0184-53-4195 FAX.0184-53-2400
鳥 海 支 店／〒015-0501 秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤浜32－2
TEL.0184-57-2320 FAX.0184-57-2400
東由利支店／〒015-0211 秋田県由利本荘市東由利老方字老方4－5
TEL.0184-69-2330 FAX.0184-69-2400
岩 城 支 店／〒018-1301 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85－8
TEL.0184-73-2020 FAX.0184-73-2400
西 目 支 店／〒018-0604 秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2－310
TEL.0184-33-2244 FAX.0184-33-2400
大 曲 支 店／〒014-0014 秋田県大仙市大曲福住町9－16
TEL.0187-62-3322 FAX.0187-62-6870
大 町 支 店／〒014-0048 秋田県大仙市大曲上大町10－17
TEL.0187-62-1805 FAX.0187-62-1807
大曲南支店／〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町14－34
TEL.0187-62-7755 FAX.0187-62-7888
大曲東支店／〒014-0022 秋田県大仙市大花町5－54
TEL.0187-66-2601 FAX.0187-66-2602
美 郷 支 店／〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町56－1
TEL.0187-84-1126 FAX.0187-84-1127
西仙北支店／〒019-2112 秋田県大仙市刈和野字清光院後42－28
TEL.0187-75-0370 FAX.0187-75-1285
大 森 支 店／〒013-0514 秋田県横手市大森町字大中島250－1
TEL.0182-26-4531 FAX.0182-26-4532
神 岡 支 店／〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字神宮寺165
TEL.0187-72-3355 FAX.0187-72-4525
協 和 支 店／〒019-2411 秋田県大仙市協和境字野田20－4
TEL.018-892-3020 FAX.018-892-3021
横手西支店／〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字下久保139－1
TEL.0182-33-2700 FAX.0182-33-2737
角 館 支 店／〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町5
TEL.0187-54-2176 FAX.0187-54-2225
中 仙 支 店／〒014-0203 秋田県大仙市北長野字野口前63－1
TEL.0187-56-3210 FAX.0187-56-3211
太 田 支 店／〒019-1601 秋田県大仙市太田町横沢字堀の内2－7
TEL.0187-88-2311 FAX.0187-88-2312
能 代 支 店／〒016-0821 秋田県能代市島町4－11
TEL.0185-52-3226 FAX.0185-89-1130
能代南支店／〒016-0852 秋田県能代市出戸本町15－2
TEL.0185-89-1500 FAX.0185-89-1502
森 岳 支 店／〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字長田3－1
TEL.0185-83-3005 FAX.0185-83-3006
八 竜 支 店／〒018-2407 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田251－1
TEL.0185-85-2155 FAX.0185-85-2156
二ツ井支店／〒018-3155 秋田県能代市二ツ井町字比井野131－2
TEL.0185-73-2911 FAX.0185-73-2912

地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫
本部／由利本荘市本荘24
TEL.0184-23-3000（代表）
ホームページ http://www.ugoshinkin.jp



羽後信用金庫

ごあいさつ

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速などで外需は弱含みに推移したものの、雇用・所得環境の改善などにより内需を中心に緩やかな回復基調が続き、懸念された令和元年 10 月の消費税率引上げも政府が行った軽減税率制度や臨時・特別措置などの施策で、景気への影響は限定的なものとなりました。一方本県も、個人消費では、消費税率引上げの影響があったものの、飲食・小売業が堅調に推移したことから全体として強含みの動きになったほか、一部製造業では好調な動きが見られ、建設業も公共投資が前年を上回って推移するなど増加傾向で押し上げたことから、僅かではあるものの回復基調で推移しました。

しかしながら、令和元年 11 月、中国武漢で端を発した新型コロナウイルスの感染が、令和2年に入ってから日本国内・世界に驚異的スピードで拡大・蔓延し、金融市場および経済活動に大打撃を与え続けております。

このような経営環境下において、当金庫は「会員・お客さま満足度の高い金融の実現」と「持続的発展が可能な地域社会づくりに向けた金融の実現」の2つの命題に向けて積極的に取り組んでまいりました。

その結果、期末残高での預金積金は、相続預金の流出など個人預金は減少したものの法人の流動性預金の増加などにより前年から2億円増加し1,340 億円となり、一方貸出金も部分直接償却で 39 億円減少したものの再生可能エネルギーや金融機関など事業向けが大幅に増加したため、前年から 29 百万円増加し 689 億円となりました。

また、損益面につきましては、市場金利低下の影響はあったものの資金運用収益は貸出金と有価証券の残高増加を主要因とし前年を 117 百万円上回った一方で、費用面も資金調達費用と経費が減少したことから業務純益は前年を 126 百万円上回る 314 百万円を計上、本業の儲けを示すコア業務純益も前年を 163 百万円上回る 289 百万円と一定の水準を計上することができ、経常利益は 171 百万円、当期純利益も 129 百万円計上することができました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、国内では緊急事態宣言が発令され国内経済・地域経済の急激な減速が始まっており、東京オリンピック・パラリンピックの延期も決まるなどリーマンショック級以上の景気後退、雇用・所得環境の悪化が予想されます。

今後想定される未曾有の大不況を乗り越えるために、政府は金融・財政面で多くの施策を行う予定であり、当金庫も政府施策の一翼を担う機関として、また相互扶助の精神に基づき、今まで以上に会員をはじめとした地域の皆様の負託に応えるよう、円滑な資金供給や経営相談などに積極的に取り組んでまいりますので、ご支援・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月

理事長 伊東 富男

第72期末貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
現預金	4,066	預 金 積 金	134,032
預 入 金	40,134	当 座 預 金	971
有 価 証 券	1,023	普 通 預 金	51,184
地 方 債	30,520	貯 蓄 預 金	139
社 会 債	2,652	通 知 預 金	4
株 式	12,268	定 期 預 金	73,681
其 他 の 証 券	988	定 期 積 金	7,190
貸 出 金	14,610	そ の 他 の 預 金	862
割 引 手 形	68,941	そ の 他 の 負 債	272
手 形 貸 付	138	未 決 済 為 替	23
証 書 貸 越	2,699	未 払 費 用	77
当 座 貸 越	59,951	給 付 補 填 金	12
そ の 他 資 産	6,151	未 払 法 人 税	3
未 決 済 為 替	910	前 受 収 益	38
信 金 中 金 出 資	7	払 戻 未 済 金	29
未 収 収 益	692	職 員 預 り	18
未 収 収 益	147	資 産 除 去 債 務	23
そ の 他 の 資 産	63	資 産 の 他 の 負 債	46
有 形 固 定 資 産	2,040	賞 与 引 当 金	28
建 物	1,053	退 職 給 付 引 当 金	407
土 地	864	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	76
その他の有形固定資産	121	睡眠預金払戻損失引当金	7
無 形 固 定 資 産	14	偶 発 損 失 引 当 金	61
ソ フ ト ウ ェ ア	9	債 務 保 証	454
その他の無形固定資産	5	負 債 の 部 合 計	135,342
繰 延 税 金 資 産	331	(純 資 産 の 部)	
債 務 保 証 見 返	454	出 資 金	3,504
倒 引 当 金	△ 3,437	普 通 出 資 金	1,504
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,238)	優 先 出 資 金	2,000
		利 益 剰 余 金	5,943
		利 益 準 備 金	925
		その他利益剰余金	5,018
		特 別 積 立 (経営安定積立金)	4,275
		(優先出資消却積立金)	(3,250)
		当 期 未 処 分 剰 余 金	(100)
		処 分 未 済 持 分	743
		会 員 勘 定 合 計	△ 63
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,384
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	275
		純 資 産 の 部 合 計	275
			9,659
資 産 の 部 合 計	145,001	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	145,001

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価は定額法については、売却原価を前払法人金として処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を使用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 22 年～39 年
そ の 他 2 年～20 年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償倒・引当基準に照り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接破綻後の償額額額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性大と認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、償額額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の範囲額に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力で資産査定を実施し、当該部署から設立した監査部が査定結果を監査しております。
なお、当金庫では過年度において破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を回収不能見込額として償額額から直接減額しております。
当事業年度において償還遅延及び管理体制の整備等を行い、金庫全体の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等を対象に直接減額を実施する体制が整ったことから、3,926 百万円を超過して償却額計上しております。直接減額の合計は6,501 百万円です。
6. 貸付引当金は、債権への貸付の支払いに備えるため、債権に対する貸付の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付引当計上に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合受給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、被税事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度の拠出額が破綻先及び破綻懸念先等の破綻先等に占める当金庫の前並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の拠出状況に関する事項（平成 31 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額 1,650,650 百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,782,453 百万円
差引額 △ 131,803 百万円
② 制度全体的な影響がある当金庫の拠出割合（平成 31 年 3 月現在） 0.126％
③ 補足説明
上記①の差引額のうち主要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 180,752 百万円及び別途積立金 48,949 百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は原則 19 年 0 月 0 月の月均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の債務残上、当該償却に充てられる特別掛金 24 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を拠金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までが発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認められる額を計上しております。
10. 偶発貸付引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26 百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額 4,439 百万円
14. 有形固定資産の圧縮総額 48 百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権は 4,011 百万円、延滞債権額は 7,382 百万円です。
なお、3 月 31 日以上の延滞債権は、元本は利息の支払が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の返済が見込みがないものとして未収利息を計上した貸出金（貸借債務を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 のイからイまでに掲げる事由又は同項第 4 に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金から貸出金であります。
貸出金のうち、3 月 31 日以上延滞債権額は 5 百万円です。
なお、3 月 31 日以上延滞債権は、元本又は利息の支払が相当支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件債権債権額は 813 百万円です。
なお、貸出条件債権債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 月 31 日以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3 月 31 日以上延滞債権額及び貸出条件債権債権額の合計額は 8,632 百万円です。
なお、16. から 19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
18. ローン・パーティシパシオンで、日本建設金融協会貸倒制度委員会報告第 3 号「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」（平成 26 年 11 月 28 日）に基づいて、参加者に完済したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、17 百万円です。
19. 手形割引は、実質審査委員会報告第 24 号に基づき金額取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 138 百万円です。
20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 101 百万円
担保資産に対応する債務
預金 16 百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金 1,500 百万円を差し入れております。
22. 出資 1 口当たりの純資産額 264 円 79 銭
23. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品の状況に関する取引内容
① 当金庫は、前金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
② 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業区域内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これは、それぞれ貸付金の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに曝されております。
一方、金融負債は主として顧客からの預金であり、流動性リスクに曝されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに曝されております。
③ 金融商品の係るリスク管理体制
④ 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理諸所に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の取得、問題債権への対応など5つ管理に関する体制を構築しております。
これらの信用情報は、各貸出金の金融資産管理および信用管理に活用されております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
⑤ 市場リスクの管理
(1) 金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程及び資金運用基準等において、リスク管理法等を記載しており、常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、経営管理において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会へ報告しております。
(2) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替リスク量の把握を定期的に行い管理しております。
(3) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われています。
このうち、経営管理においては、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額や管理、時価の定期的な把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
(4) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁官報に定める事項」（平成 26 年金融庁公示第 8 号）において通達ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債（固定金利額と変動金利額に区分）、それぞれ金利別に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動を用いております。
なお、金利引当のすべてがリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末まで、上方ラレレンス・フト（膨張金利）上昇をい、日本円金利の場合 1.00％ 上昇、通貨と同一上昇幅を想定する、状況に上の場合、対象と金利変動額は、4,238 百万円減少するものと上っております。
⑥ 当該変動額、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
⑦ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
① 金融商品の時価等とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる可能性があります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。
24. 金融商品の時価等に関する事項
令和 2 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（注 3）の算定方法については（注 1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表はあくまでおおよそ値、（注 3）の注 4）を参照）。また、主要性の乏しい科目については記載を省略しております（価額注記事項については、（注 3）の注 4）を参照）。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	40, 134	40, 264	△ 129
(2) 有価証券	30, 462	30, 232	△ 230
満期保有目的の債券	3, 360	3, 129	△ 230
その他の有価証券	27, 102	27, 102	—
(3) 貸出金(※1)	68, 941	68, 941	—
貸倒引当金(※2)	△ 3, 408	—	—
金融資産計	65, 533	72, 329	6, 796
金融負債計	136, 129	142, 825	6, 695
(4) 預金積金	134, 032	134, 032	—
金融負債計	134, 032	134, 048	15

(※ 1) 預け金、貸出金、金融商品の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※ 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有価証券については、現行期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP 率）を割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 29. に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方式により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見限りが困難な債権については、貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP 率）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、1 定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP 率）を用いております。
(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	57

(※ 1) 非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(※ 2) 当事業年度において、非上場株式について 0 百万円減損処理を行っております。

(注 3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の満期予定額

	(単位: 百万円)			
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金(※1)	36, 034	—	—	200
有価証券	458	9, 121	10, 130	6, 375
満期保有目的の債券	—	300	200	2, 860
その他の有価証券のうち満期があるもの	458	8, 821	9, 930	3, 514
貸出金(※2)	10, 732	19, 093	16, 129	12, 508
合 計	47, 285	28, 124	30, 159	19, 084

(※ 1) 預け金のうち、期間の定めがないものは「1 年以内」に含めて開示しております。

(※ 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金(※)	125, 095	8, 688	—	248
合 計	125, 095	8, 688	—	248

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権引当受益権が含まれております。以下、29. まで同様であります。
売買目的有価証券 該当ありません。

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他の	3.6 0	4.5 2	9.1
	小計	3.6 0	4.5 2	9.1
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他の	3.0 0	2.6 77	△ 322
	小計	3.0 0	2.6 77	△ 326
合 計		3, 000	3, 129	△ 320

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません。

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	712	360	352
	債券	10, 846	10, 672	173
	国債	—	—	—
	地方債	2, 454	2, 416	37
	社債	8, 392	8, 256	135
	その他の	1, 999	1, 999	0
	小計	18, 688	17, 791	890
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	219	312	△ 93
	債券	4, 974	4, 148	826
	国債	—	—	—
	地方債	198	200	△ 1
	社債	3, 776	3, 428	348
	その他の	6, 150	5, 525	△ 374
	小計	9, 443	9, 985	△ 411
合 計		28, 131	27, 777	354

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

	売却額 (百万円)	売却額の合計額 (百万円)	売却期の合計額 (百万円)
債券	303	3	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
その他の	303	3	—
合 計	303	3	—

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理された額は、19 百万円（うち、上場株式 18 百万円、非上場株式 0 百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するため基準は、以下のとおりとなります。
「著しく下落した」は、時価が取得原価に比べ 30％以上下落した場合とし、この場合は合理的な反証がない限り、時価が取得原価に回復する見込みがあるとは認められません。

時価が取得原価に比べて 30％以上下落した場合は、次の場合をいう。
(1) 前期末の時価も、今期末の時価も共に取得原価より 30％以上下落している場合。
(2) 前期末は今期末より一方の時価が、取得原価より 30％以上下落しており、かつ期末の価格が、BB（ダブルB）以下となった場合、（価格の使用基準は自己査定基準に準ずる。以下同様）。
(1) 前期末か今期末どちらか一方の時価が、取得原価より 30％以上下落している場合において、当期の 4 月から 3 月までのそれぞれの月末時価の平均を算出し、平均時価/取得原価に比べて 30％以上下落している場合。
(2) 今期末の時価が取得原価の 50％以下となった場合。
29. 満期保有目的の金融の状況 該当ありません。
30. 当該有価証券の取得に支払った金銭に係るコミットメント契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件に反しない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,284 百万円であり、このうち契約残高が 1 年以内のものが 5,574 百万円です。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融市場の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当